

秦野市立学校の設置に関する条例の一部を改正することについて

秦野市立学校の設置に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

秦野市立みなみがおか幼稚園を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に規定する公私連携幼保連携型認定こども園に移行することに伴い、同幼稚園を廃止するため、改正するものであります。

秦野市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

秦野市立学校の設置に関する条例（昭和39年秦野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第3 秦野市立みなみがおか幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 9 号 秦野市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新		旧	
別表第 3 (第 1 条関係)		別表第 3 (第 1 条関係)	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
秦野市立西幼稚園	秦野市並木町 8 番 1 号	秦野市立西幼稚園	秦野市並木町 8 番 1 号
(略)	(略)	秦野市立みなみがおか幼稚園	秦野市南が丘二丁目 1 番地
		(略)	(略)
<p>附 則</p> <p>この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。</p>			